

官報

号外 昭和三十六年六月六日

第三十八回 衆議院會議録 第五十二号

昭和三十六年六月六日(火曜日)

議事日程 第四十一号

昭和三十六年六月六日

午後一時開議

- 第一 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 石炭鉱業合理化臨時措置法のの一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 産炭地域振興臨時措置法案(内閣提出)
- 第五 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 石炭鉱山保安臨時措置法案(内閣提出)
- 第七 低開発地域工業開発促進法案(内閣提出)
- 第八 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 自転車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 電気用品取締法案(内閣提出、参議院送付)

第十一 農業近代化資金助成法案(内閣提出)

第十二 農業信用基金協合法案(内閣提出)

第十三 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十四 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出)

第十五 国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十六 児童扶養手当法案(内閣提出)

第十七 水資源開発促進法案(内閣提出)

第十八 水資源開発公団法案(内閣提出)

第十九 第二次国際すず協定の締結について承認を求めの件

第二十 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めの件

第二十一 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の譲許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めの件

第二十二 日本国とフィリピン共和国との友好通商航海条約の締結について承認を求めの件

第二十三 農業災害補償法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十四 肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二十五 オリピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(野原正勝君外一名提出)

第二十六 モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二十七 踏切道改良促進法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

農林大臣周東英雄君不信任決議案(山本幸一君外三名提出)

午後十時三十五分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

○議長(清瀬一郎君) 御報告いたすことがございます。

元本院議員牧野良三君は、去る六月一日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

つきましては、去る三日、先例によりまして弔詞を贈呈いたしました。ただいま、これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されかつて予算委員長任につきまされた正三位勲一等牧野良三君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

農林大臣周東英雄君不信任決議案(山本幸一君外三名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、山本幸一君外三名提出、農林大臣周東英雄君不信任決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省

略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられませんでした。

農林大臣周東英雄君不信任決議案を議題といたします。

農林大臣周東英雄君不信任決議案の議案を提出する。

昭和三十六年六月五日

提出者

山本 幸一 多賀谷貞彦

堂森 芳夫 足鹿 覺

賛成者

附録 五郎外百三十九名

農林大臣周東英雄君不信任決議案

本院は、農林大臣周東英雄君を信任せず。

右決議する。

理由

周東農林大臣は、農業、農民の地位を引き上げるべき責任の地位にありながら、かえつて農民の地位を一

そう悪化させるような施策を推進している。

すなわち、農業基本法の制定により中農及び小農を切り捨て、そのぎせいにおいて一部の富農を育成しようとしている。

また大豆をはじめとする農産物の輸入自由化によつて国内農民に重大な打撃を与え、さらに、米等に対する食糧管理制度を撤廃しようとしている。

このようなことは、日本農業及び農民の将来を暗黒の世界へ投げこむりとするものであり、われわれの断じて承認できないところである。

よつて、われわれは、日本農民の名において、周東農林大臣を不信任し、その退陣を求めるものである。これが、本決議案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 提出者の趣旨弁明を許します。足鹿覺君。

〔足鹿覺君登壇〕

○足鹿覺君 ただいま上程されました農林大臣周東英雄君不信任案につき、私は、日本社会党を代表して、その趣旨の説明をいたさんとするものであります。(拍手)

まず、決議案文を朗読いたします。本院は、農林大臣周東英雄君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

周東農林大臣不信任のおもな理由を要約すると、次の諸点であります。

第一、周東農林大臣は、誤れる農業基本法の制定、貿易の自由化により、日本農業の百年の大計を誤る重大なあやまちを犯したこと。(拍手)第二、農業基本法政府案を、公正にして、十分な審議を尽くさず、農民世論にそむき、自民党と結託して、一党独裁による強行通過をはかったその連帯責任を痛感し、辞職すべきこと。(拍手)第三、農業基本法は宣言法であり、予算措置と具体的な関連法を伴わざる空疎なものをもつて全農民を欺瞞せんとするのは、農林大臣として無責任きわまる態度であること。(拍手)

以上であります。これから、順次、具体的にその理由を明らかにいたしたいと存するのであります。(拍手)

まず、第一に、周東農林大臣は、日本農業の基本的方向づけについて、百年の大計を誤る重大なあやまちを犯したことにあります。

日本の農業は、大きな曲がりかどに立たされ、農政の転換が叫ばれたのは、遠く昭和二十九年ごろからであります。すなわち、昭和二十九年に締結されたM S A協定及び昭和三十年に締結された余剰農産物協定に基づいて大量のアメリカ農産物を押しつけられ、日本農業は、低いコストの外国農産物との競争の荒波にさらされてきたのであります。しかるに、政府・自民党は、適地適産あるいは新農村建設等と称し、農業、農民のための補助金を軒並みに削り、融資ワクを押え、貸出系統をことさらにむすかしくし、できる限り政府負担の軽減をはかり、いわゆる安上がりに補助金を与え、あたかも全農民を保護するかのようない見せかけだけの、小手先の場当たり政策をとってきたにすぎないのであります。(拍手)これがため、日本農業は、戦後の農民のたゆまない努力にもかかわらず、政治の暗い谷間に追いやられ、他産業従事者との所得の格差は一〇〇対三〇と開き、今後ますます拡大の傾向にあるのであります。農業基本法制定の農民の要望は、かかる農業、農民無視の政策と現状を抜本的に改革し、長期的な見通しのもとに日本農業の発展を願う農民に

とつて、切実な悲願であったのであります。(拍手)ところが、政府は、内閣に設けた基本問題調査会には農民の代表を入れず、官僚や財界人、一部御用学者のみを委員に選び、保守党三割農政の理論づけを行ない、独占資本の立場からする経済合理主義に基づいて、公然と貧農首切りの方向を打ち出したのであります。これに対する農民のきびしい批判は、過般の総選挙において、わが日本社会党の農村部への躍進によつて示されたのであります。こうした農村の憤りと動搖にろうばいした自民党は、基本法農林省原案に大幅な修正を加え、二町五反の自立家族経営農家を百万戸作り、この層を中心に農民を握つておけば自民党は安泰だという選挙基盤温存を策し、これを政府原案として国会に提案したのであります。まさに、農民の期待を裏切り、党利党略に終始した農業基本法政府案は、農業の憲法という美名を装った、反農民的な本質を持つものであると断じて過言でないのであります。(拍手)

これに加えて、政府・自民党は、アメリカから押しつけられた貿易の自由化によつて、さらに一そう日本農業、農民を圧迫し、日本農業を弱肉強食の国際競争の荒波の中に無裝備のまま投げ

込み、日本農業に致命的な打撃を与えんとしているのではありません。(拍手)
われわれは、かかる暴挙に対し、断固として戦うとともに、日本農業改革の基本を次の諸点において成就せんとすることを明確にするものであります。

すなわち、零細経営の宿命にあえぐ日本農業の発展は、食糧の自給度向上という農業政策の原則に立つて、農地の造成拡大と高度利用をはかり、共同経営と農産物価格の支持政策によって農業の近代化をはからんとするものであります。かかる見地に立つとき、独占資本の圧迫に屈して農民を農業からいぶり出し、農業あつて農民滅びるの悲劇を招くこと火を見るよりも明らかな誤れる政府農業基本法によって今後の農政を進めんとする周東農林大臣の重大な過誤とその責任を、われわれは、全国民とともに徹底的に糾弾せんとするものであります。(拍手)

第二に、かかる反農民的農基法政府案を、十分なる審議を尽くすことなく、多くの農民の不満や不安をそのままにして、自民党と結託して強行した連帯責任についてであります。

農基法政府案の欠陥は、あまりにも多いのでありますが、とりわけ、日本

農業を衰退産業とみなし、貿易の自由化をはかつて低価格政策をとっておること、古い自作農主義にとじこもつて零細農民の首切り政策をとっていることは、看過できぬ重大な欠陥であります。すなわち、食糧の自給を放棄した政府は、貿易自由化により、海外の余剰農産物を無制限に輸入するという農民不信の立場に立ち、あまつさえ、需給均衡価格という成り行き次第の価格政策をとつて、底なしの低価格を農民に押しつけようとしているのであります。その最大の現われが食糧管理制度の廃止であり、すでに、政府は、大

麦、裸麦を食糧法からはずさんとしてつあるのではありません。統制撤廃もは小麦であり、また、米の統制撤廃も時間の問題であります。現に、政府は、昭和三十五年十二月二十七日閣議決定の所得増進計画に明らかなこと、米の直接統制は間接統制に移行すべきであると明記しており、これを追及したわが党委員の質問に、池田総理や周東農相は、池田内閣の間は統制を撤廃しないと答弁するのみで、所得増進計画の修正も行わず、無責任きわまる態度で、農民に深刻な不安を与えておるのであります。(拍手)七月に行なわれるという内閣改造をめぐつて、

自民党内各派閥の蠢動が伝えられ、池田内閣の命脈も遠からずと取りざたされておる現状では、首相や農相がかか

る答弁をもつてしては、農民の不安はいよいよ深まり、池田内閣不信の声は今や農村にほうはいとして巻き起こりつつあることを知るべきであります。(拍手)

さらに、また、政府は、自立経営農家の育成に力を入れるといいますが、農用地の拡大を放棄して自立経営農家を育成しようとするならば、それは、当然、零細農や中農の持つ農地を富農に取得させるといふ道によらざるを得ないのであります。これが零細農の首切りでなくして何でありましょうか。政府案は自立経営農家を十カ年間に百万戸作り出すというが、それには百五十万ヘクタールの農地を移動させなければならず、このような大量な農地移動は、それだけで地価の騰貴を呼び、かりに反当二十万円でしても三兆円といふ莫大な資金が必要となるのであるが、これを一体だれが調達するのか、農相の答弁では明らかでなく、この重大問題に対する態度と方針のないことは、われわれの最も遺憾とするところであります。(拍手)

さらに、また、零細農、中農を農業外に誘導し転業させるといふが、政府はその受け入れ態勢を全く考慮しておらないのであります。現在、農村から商工業へ流出する人々に与えられておる地位はきわめて低く、低賃金の臨時工か下請工でしかなく、ちよつと不況になれば直ちに首を切られる運命にあるのであります。このような体たらくの農業基本法は、産業資本家のためのものか、あるいは農民のためのものか、はたしてだれのための農業基本法か、疑わざるを得ないのであります。

農基法政府案が農民首切り法であり、花ばかり咲いて実の一つもないヤマブキ基本法であり、さらにはまた、においはかりの香水基本法であると酷評されるのも、当然しごくといわなければならぬのであります。(拍手)政府・手党は、その言葉の通り、ほんとうに農民の所得と生活の向上を願うならば、法案を根本的に修正して、あらためて出直し、国会正常化の責任を自覚し、わが党と協議し、再び国会の審議に問うべきでありましょう。

戦後、保守党内閣の相次ぐ交代で、農林大臣の名前は二十名をかえたのであります。その農政の基調は、一貫して物本位の政策であり、これを生産

する農民の人格や農民の生活は全く無視され続けてきたのであります。(拍手)農政の一大転換期に、農政通といわれる周東農相を迎えて、われわれはその手腕に期待しておつたのであります。が、あろうことか、周東農相は、独占資本に奉仕する農基法を通じて、農民とその利益を彼らに売り渡さんとしておるのであります。われわれは、かかる農相の暴挙を断じて容認できないのであります。全国農民の名において強く弾劾するものであります。(拍手)

第三に、農業基本法に関連する諸法案の責任について。農業基本法は宣言法であり、予算措置と具体的関連法を伴わざる空疎なものをもって農民を欺瞞せんとする、農林大臣としての無責任きわまる態度についてであります。すなわち、関連法中、最も重要なものの一つは、農地法の一部改正であります。これは、要するに、零細中小農の離農促進、つまり、農業から農民をいぶり出すために、農地所有の制限を要しようとするものであります。これは、多数の零細中小農から農地を取り上げ、かつまた、買取農地の旧地主への返還規定を拡大する改悪まで便乗し

る農民の人格や農民の生活は全く無視され続けてきたのであります。(拍手)農政の一大転換期に、農政通といわれる周東農相を迎えて、われわれはその手腕に期待しておつたのであります。が、あろうことか、周東農相は、独占資本に奉仕する農基法を通じて、農民とその利益を彼らに売り渡さんとしておるのであります。われわれは、かかる農相の暴挙を断じて容認できないのであります。全国農民の名において強く弾劾するものであります。(拍手)

る農民の人格や農民の生活は全く無視され続けてきたのであります。(拍手)農政の一大転換期に、農政通といわれる周東農相を迎えて、われわれはその手腕に期待しておつたのであります。が、あろうことか、周東農相は、独占資本に奉仕する農基法を通じて、農民とその利益を彼らに売り渡さんとしておるのであります。われわれは、かかる農相の暴挙を断じて容認できないのであります。全国農民の名において強く弾劾するものであります。(拍手)

昭和三十六年六月六日 衆議院會議録第五十二号 農林大臣周東英雄君不信任決議案

ており、農民首切りの具体的な法案となるのであります。

その二は、現在、農業、農民団体がらあげて批判されておる大麦及び裸麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案であります。これは農基法政府案にいう選択的拡大の方針に基づいて、大麦、裸麦の生産転換を進め、政府買入れ量を制限し、その買入れ価格を引き下げようとする、食糧法を眼せんとするものであります。麦をやめた農民は、一体、何を作ればよいのでありますか。(拍手) 明確なその対策を示さず、かつまた、適正な補償をも行わずして転換を強制することは、これも農民首切りの具体的な現われであるといふべきであります。数年前に、政府は、桑を抜くことを農民に要求し、わずかばかりの補助金をえさに桑を抜かせたのであります。翌年には繭の値段が上がリ、農民から、政府の言うことの逆をやれば必ずもうかると、政治不信の声をたたきつけられたことを、農林大臣はよもや忘却されなからう。

その三は、農業災害補償法の抜本的改正についてであります。戦後の農業政策の大きな支柱である農業災害補償制度ほど、農民の間で不平不満の多い

ものはないのであります。これが抜本的改正について、われわれ全国農民の要望によつて、政府もようやく制度改正協議会を設置するに至り、自由民主党の代表者をも含めた各界学識経験者によつて、およそ昨年一カ年にわたり慎重な検討を続けられたのであります。が、この協議会において、われわれは、制度の抜本改正を望む農民の立場に立つて、終始、建設的態度を堅持し、構成委員全員の最大公約数として、本年二月十三日、その答申を取りまとめたのであります。周東農相は、協議会の席上、しばしば答申尊重を言明したにもかかわらず、このほど提案された改正案は、一方的に答申の根本をくつがえし、改悪を行なった自民党案そのままであるのであります。これでは、農民の切望にこたえ、農民の喜ぶ制度の抜本改正はとうてい不可能であり、制度は崩壊の危機にさらされるのであります。われわれは、協議会においてまとめた答申を、党戦略によつて、これを一方的に無視した自民党の不信任行為はもとよりのこと、この党の圧迫に

回して答申の法制化を実現し得なかつた周東農林大臣の重大な責任を追及してやまないものであります。(拍手)かかる態度では、自民党の農林大臣では

あり得ても、日本農業、農民の農林大臣たる資格は断じてないと断言せざるを得ないのであります。(拍手)

最後に、農基法の委員会審議の不当性と、その連帯責任についてであります。日本農業の今後進むべき方向を決定し、農民にとつて死活の重要法案である農基法を、民社党の協力に勢いづいて本会議の単独審議を強行し、安保国会の暴挙を再現したことは、農基法の委員会審議が進むにつれて、政府案の反農民的内容が国民の前に明らかにされ、農民を初め国民の大衆の反撃が強まることをおそれたからにはかならないのであります。

今、不法きわまる農基法審議の経過を見るに、次のごとくでございます。すなわち、四月二十八日、政府・自民党は、前日の農林水産委員会での不法不当な採決に続いて、一気に衆議院の通過をもくろみ、民社党に働きかけた。自民党は、清瀬議長に議院運営委員会員の開会を要求、委員会には社会党議員が自民党側の抜き打ち開会に備えた。この間、わが党は、書記長・幹事長会議を要求し、席上、江田書記長から、参議院側は九日に理事会の開会を予定しているから、それまでに休日を

返上して農基法の審議を進め、問題点を解明し、九日までに衆議院の通過を約束するといふ、条理を尽くした提案を行なったのであるが、自民党側はあくまでも譲歩せず、しかも、会議中は議運委の抜き打ち開会はやらないといふ清瀬議長の約束を踏みにじり、夜九時二十一分、自民党単独で本会議上程を決定してしまつたのであります。清瀬議長の不信任行為に憤激したわが党議員は、議長に面会、抗議を行つた結果、議長も非を認め、当日の本会議を流会とした。なお、二十九日、社会党は、再度、党首会議、書記長・幹事長会議の開会を要求、事態の円滑な解決を望んだが、自民党はこれを拒絶、民社の本会議出席に勢いづいて、社会党欠席のまま本会議の強行通過の暴挙をあえて行なつたことは、皆様方も御案内の通りであります。(拍手)

われわれは、わが国農業の百年の計を定める農業憲法ともいふべき農基法が、かかる姿で生まれ出ることを悲しむとともに、農民とともに憤激おくりたいものであります。断じて容認できないものであります。(拍手)

かくて、政府・自民党が成立せしめた農基法が、さきに述べた通り、いかに空疎なものであり、いかに欠陥が多いかということ、今さら申し上げるまでもなく、その所管大臣である農林大臣の猛省を促してやまない次第でございます。

多くを申し上げたいが、次の事項等につきましては速記録に譲りたいと思ひます。

以上述べた通り、戦後十数年にわたる保守党農政は、長期の展望も持たず、確固たる政策のないままに場当たり糊塗策に終始し、混迷を重ね、後退に次ぐ後退を余儀なくされてきたのであります。農基基本法政府案は、かかる保守党農政の矛盾の暴露をおそれ、それをカムフラージュする一つの産物なのであり、全くの欺瞞政策と断ぜざるを得ないのであります。(拍手) われわれは、ここに、保守党農政の積弊を一掃し、日本農業の発展をこいねがう立場から、農政を放棄した自由民主党と、その当面の責任者たる周東農林大臣を、全国農民大衆の名において、声を大にして弾劾してやまないものであります。

ここに、農林大臣周東英雄君の退陣を要求いたしました。趣旨の弁明を終わる次第でございます。(拍手)

〔参照〕

農基法政府案は、農民の所得と生活水準を、他産業従事者と均衡させるといふが、最も基本的な問題を避けて、それが、日本経済の二重構造の問題であります。他産業従事者といつても、産業間、地域間に大きな格差の存在する事実を政府・自民党はことさらに回避している。

すなわち、第一に、産業間の格差を見れば、従業員規模一千人以上の産業に比べて、従業員五十人から百人の産業は二分の一、従業員四人から十人は三分の一という大きな格差があり、しかも、労働者の六割が、百人未満の零細産業に従事しているという底辺の広がりをどうするのか。

第二に、地域的格差について見れば、昭和三十一年の東京都民一人当たりの所得は十四万二千五百四十八円、これに対し、鹿児島県民の一人当たり所得は、わずか四万八千六百九十円と、三分の一以下の開きがあり、東京、大阪では電気洗濯機が二世帯に一台といわれるのに対し、宮崎、秋田、岩手の各県では十軒に一台そこそこの状態であると政府の統計は報告している。

第三に、階層間の格差について見れば、全国の雇用労働者約二千万人のうち、月収八千円以下の者が二九%、月収一万三千三百円以下の者五〇%という格差が生じている。このような格差を生ぜしめた責任は、あげて政府保守党にあるのである。農業の近代化を指向するならば、まず、何よりもこれらの格差の解消、二重構造の是正こそが先決であろう。政府みずから発表した昭和三十五年度の経済白書すらも、農業高度化をはばむ要因として、「兼業農が完全離農しないおもな要因は、兼業先の低い賃金、不安定な労働条件によつて、兼業従事者が勤労者として自立できないことであつた。従つて、この要因を改善することが重要なことである。中小零細企業を初め兼業の場合の問題は、つまるところ日本経済の二重構造に根ざしており、農業の体質改善も経済全体のそれに深いつながりを持っている」と、いみじくも指摘しているのである。二重構造の解消に手をつけずに農業の近代化を叫ぶことは、農業の近代化をはばんでいる張本人が近代化政策を唱えているわけであり、無責任もはなはだしいといわねばなりません。政府・与党は、われわれの貧農首切りという攻撃に対し、農村にも工場を分散誘致すると弁明に努めているが、政府・与党の最大の圧力団

体である経団連は、「経済条件の備わらない地点に、政治的に産業を配置誘導し、産業地帯を造成せんとすること」は、結局、産業全体としてのコストを上げることになるから採るべきでない」と、くぎをさしており、利潤追及の資本主義経済体制下においては工場を地方分散、適正配置はおそらく実現不可能であるといふべきであります。

さらに、これら産業間、地域間の格差のほか、農業内部においても、畑地と水田との間にも、同様の大きな格差が横たわつてゐる。すなわち、畑作農家の年間収益は、水田農家の三分の一程度にすぎず、また、その生産基礎整備のため、かんがい排水事業も計画の三割強を施行したにすぎない。今後この格差は拡大するであろう。これは、水田偏重の保守党農政のとるべき責任である。

政府の基本法案は、民法の原則をじゅうりんしている。政府案は、自作農家の経営の細分を防ぐためと称して、農地の一子相続を行なおうとしてゐる。現実の農村では、経営の細分を防ぐために各種の実際の措置が講じられてゐることは周知の通りであるが、政府案がわざわざ一子相続を法律化しようとしていることは、民法の均分相

続の原則を破り、古い家族制度への逆行をもたらすものである。しかも、それは、さらには憲法違反の疑いすらあるのである。

政府の基本法案は、農業発展の計画性に欠けている。政府案にも「需要及び生産の長期見通し」を立てるといつたっているが、これは生産及び需給の計画化とは全く違うものである。政府が選択的拡大という方針に基づき、成長財へ助成の比重をかければ、おそらく農民の生産はその成長財へ先を争つて殺到することにならう。そして過剰生産、価格暴落という悪循環を繰り返すであろうことは、従来の経験からして明らかである。その場合、政府は見通しの誤りを訂正すれば済むかもしれないが、農民のこうむつた損失を一体政府は責任をもつて補償するのだろうか。この点で、農民は政府の農政に対して本能的に不信感を抱いている。

政府案の「長期見通し」では、この農民の不信感をときほくすことはできない。三月十五日の衆院農林水産委員会の席上、周東農相は、わが党委員の質問に答えて、「この農業基本法の通過後の施行にあつて一番大事な点は、統計の問題を整備し統一することかと思

います。いろいろ野党の方々から御質問を受けて、いろいろな統計がいろいろな目的で出ておつて、どれによるかということが問題になる場合がある。ただいま三十六年度予算等におきまして一応この農家計経済調査に対する拡充の予算をとつております」云々と答えておられるが、農林省が、同じ日に、同じものを対象として行なつた調査の結果が、四割以上も食い違つてゐるといふ農林統計のでたらめぶりが明らかになつてゐるのであります。すなわち、農業基本法によつて、今後の成長部門といわれる家畜の飼育頭数について「世界農林業センサス」の第四回の結果と「家畜基本調査」の家畜頭数を比べると、鶏約八百万羽、豚約六十万頭が宙に浮くといふすさまじい実態が暴露されてゐるのであります。一体、この鶏八百万羽、豚六十万頭はどこに行つたのか。農林省当局は、「農家の申告のやり方が悪いからだ」と弁解し、責任を農民の側に転嫁してゐるのであります。今後の農政を、需給、生産の長期的見通しの上に立つて進めるといふ周東農相は、その基礎となる統計がこのようにすさまじいものであることを承知しているかどうか。このようにすさまじい統計を基礎として行なわ

官報(号外)

れる諸政策に、田は最後まで責任を持つのか持たないのか。こういふ重大な点をぼかして、ムードだけで法律を作ろうとする周東農相には決して農政はまかすことができないといわざるを得ないのであります。

さらに、政府の基本法案は、働く者としての農民の権利を保証していない。戦後、労働者階級がみずから団結し、団体交渉を行ない、争議行為を行なう権利を獲得したことが、労働者の地位と生活上の原動力となつてきていることは周知のところである。同じく働く者でありながら、農民に対してはこのような権利が保証されていなかったことが、今日の農民の地位と生活の立ちおくれの大きな原因である。また、最近大資本が農村へ進出して農民をますます商品経済へ巻き込んでいるという状況のもとでは、特に農民の団結権及び団体交渉権の必要が痛感されている。ところが、政府の基本法案は、この点について、相変わらず農民を無権利のままに置こうとしている。これでどうして農民の立ちおくれを克服することができようか。近代的な農業経営は、近代的な権利と義務の上に立つ農民によつてこそ初めてになられることを政府は認識すべきである。

衆議院のわずか十数時間の審議だけでも、すでに以上のような多くの政府案の欠点が露呈されている。これらの点を深く掘り下げて審議することが必要であるのみならず、さらに、次の諸点は、また全く審議が行なわれていない。これらの点について慎重な審議を行なうことは、農民に対する責任であつたはずであります。すなわち、

- 一、人材の養成。新しい近代農業の新しい技術体系に基づく教育制度が必要である。これと現行の試験研究体制、指導普及体制との関係をどうするか。
- 二、雇用拡大と工場分散。農業従事者に農業外の雇用機会を与えるには、特定地域に集中している工場を農村へ分散させることが必要であるが、いかなる手段方法をもつてこれを行なうか。
- 三、選択的拡大と生産調節。成長財の生産を振興するには、他の農産物に対して生産の制限もしくは調節を行なわなければならないが、どういふ権限で、どういふ補償の裏づけをもつて行なうか。
- 四、価格安定。政府は需給均衡という原則の上で農産物価格を安定させるといふが、いかなる機構、組織と、いかなる操作によつて安定価格を維持するか。また、いかなるめどによつて安定価格を設定するか。それと農家自家労働との関係はどうか。
- 五、農民の所得率、分配率。農業収益から経費を差し引いて得られる農業所得の比率は、今後向上できるのかどうか。これを高める方策は何か。また、国民所得のうちで、農民に対する所得分配率は今後向上できるのかどうか。これを高める方策は何か。
- 六、長期見通し。農業の生産と需要についての長期見通しは、いかなる手続きを経て作るか。それと、個々の農家の経営設計とをどういふ関連で結びつけるか。それと、農産物輸入の見通しとをどう関連させるか。
- 七、農産物輸出。わが国農産物で輸出市場を開拓できるものは何か。どの程度の可能性を見込み得るか。海外市場拡大の方策は何か。
- 八、農政審議会の運営。農政審議会はいかなる委員をもつて構成するか。それと内閣及び国会との関係はどうか。
- 九、農業行政機関。農林省を中心とする国の農業行政機関と、都道府県、市町村などの自治体の農業行政機関との関係はどうか。相互の行政担当の分

野をいかに調整するか。等の重要な問題が何ら審議されぬまま成立したことは、奇らしむべし、知らしむべからずの古い封建政治そのままの姿であり、まことに不当、不法の審議であります。

また、貿易自由化によつて日本農業を破壊の道へ導かんとする農林大臣の責任についてであります。

わが国は、国際通貨基金から、八条国移行を勧告されるのではないかと、いふ見方が強く、ワシントンの国際金融筋は、それをほぼ確実と観測している。と伝えられるにもかかわらず、政府は自由化の実施計画と見直し、その対策をことさらに遷延させている。特に農基法政府案は、その第十三条に明らかかな通り、貿易の自由化を前提としており、それに基づく大豆、なたねの特例法がその突破口である。このことは、ドイツ、フランスなどの農基法が、欧州共同市場の進展と貿易自由化を前提に制定されたことと同じである。貿易自由化を前提としていのであるから、政府案は、農産物価格政策についてはきわめて冷淡であり、農民の所得の向上を本気で考えているのかどうか疑わしい。この価格政策こそが保守党農政の本姓であり、他のいろいろな美

辞麗句は、この冷淡さを隠すヴェールであろう。従来の日本農業に対して、保護し過ぎてきたといふのがいわゆる経済合理主義者の言い分であり、歴代農相はこれらのグループに押しまわられて、年々農林予算を削減されてきたのである。しかし、従来の農業保護が決して過大であつたわけではない。たとへば、イギリスでは、農業所得に対する農業補助金の割合は実に七〇％に達しているのである。外国の農産物価格政策を見ても、わが国では、政府の価格支持の対象となつていない農産物の産出高は、農業総生産高の約七〇％にすぎないが、スエーデンでは、これが九四％と、ほとんどの農産物の価格支持が行なわれており、イギリスでも八五％、ドイツでも七五％に及んでいるのである。自民党の畏敬するアメリカの実情をケネディの農業教書に見ると、次のようになっている。

すなわち、アイク農政が、農産物の価格支持率を引き下げ、政府の統制を漸次はずそうと企て、その結果、一九五三年以来、農産物価格が一六％下落し、農業所得も、年率百二億ドルと一九四二年以来の最低という惨たんたる状況を呈し、全米農民の総反響を浴びた。その後に政権を担当したケネディ

は、これに懲りて、その農政の基本理念を「管理された豊富」に求めたのである。これに基づいてケネディ政権は、直ちに、農業所得引き上げのため、営農資金として三千五百万ドルの追加貸し出しや、低利の農業住宅抵当資金五千万ドルの支出など、思い切った多額の投資を農業、農民のために行なったのである。さらに、また大麦、燕麦などの削減のため、作付面積を減らすかわりに、支持価格率の引き上げを試み、これによって本年は二十億ドル見当の支出増の予定といわれる。

政府・自民党、特に周東農林大臣は、まず、このような点をこそ見習うべきであろう。

このような世界的な価格支持政策の動きに逆行して、ひとり日本保守党政は需給均衡価格をとりうとしていく。どうしてこのようなことで農民所得の向上が果たせるか、政府農基法は農産物価格の引き上げに否定的と断ぜざるを得ない。現に、価格政策の直接的干渉を受けない農産物——つまり、米、麦、タバコ以外の農産物は、昭和二十八年以後一七%の低落を来たしているのである。この点から、農業の有利性が年々後退していることを知るべきであろう。特に米については、農基法

政府案は完全にはおかぶりで過剰として国民に明示することは、当然の政治的責任であるにかかわらず、これを回避していることは、農相の見識のなさ、物語る以外の何ものでもない。かかることをもってしては周東農相は農林大臣の名に値しないと断するのは当然であります。

○議長(清瀬一郎君) 討論の通告がございますから、順次これを許します。小山長規君。

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま提案の信任案に対し、断固反対の討論をいたそうとするものであります。(拍手)

ただいま、提案者から反対の理由を逐一拝聴いたしました。一つも首肯することはできません。その論旨は、農業基本法に対する反対の論旨でありまして、周東農林大臣に対する不信の理由とは、われわれは絶対にこれを受け取ることはできません。(拍手)なおまた、周東農林大臣は、画期的なこの農業基本法の提案をいたしまして、日本農民の進むべき道を講じたところの農政の功労者であります。

後世の農民は、後世の史家は、必ずや歴史の上においてたたえるところの名農林大臣であり、現に、この提案者であるところの足鹿君たちも、われわれ農林委員会の仲間においては、近來に見ざる名農林大臣と、かねがね口をきわめてほめたたえておったのである。(拍手)従って、今度のこの提案は、単なる議事引き延ばしのための党利党略にすぎないのであります。私どもの断じて承服し得ざるところであります。(拍手)簡単にありますが、これが私の反対の理由であります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 次に、角屋堅次郎君。

〔角屋堅次郎君登壇〕

○角屋堅次郎君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案になりました周東農林大臣信任決議案に賛成の討論を行なうとするものであります。(拍手)申し上げるまでもなく、わが国が、昭和二十年八月、敗戦後の惨たんたる廃墟の中から平和文化国家の建設を目ざして経済復興に立ち上がったとき、当時の急迫した食糧危機を克服し、壊滅状態にあったわが国産業経済の再建を力強くささえたものは、言うまでも

なく、素朴な農山漁民であり、働く勤勞大衆であったことは、今さら想起するまでもございませぬ。戦後十六年、わが国経済が復興から発展の段階に進むに従い、第二次、第三次産業の目ざましい発展、特に、鉱工業、重化学工業等の異常な成長発展にもかかわらず、第一次産業は逐次相対的比重を低下し、農業と他産業との所得と生産性の格差は増大し、反面、他産業部門においても、大企業と中小零細企業との成長過程における格差は顕著となり、わが国産業の二重構造は正の問題は、そのまま放置を許さない重大かつ深刻なる政治的課題となりつつあるのであります。しからは、池田内閣が鳴りもの入りで宣伝している国民所得増進計画は、この命題に正しく答えているではありません。むしろ、国民は、最近における所得増進に先行する物価増進と、国際収支の悪化に伴う先行き不安に、深い憂いを持っているのが実態であります。

われわれ社会党は、かねてより、わが国経済の高度成長の中で、従来とも犠牲にされ、下積みにされて参りました農林水産業と中小企業の飛躍的発展のための法制的、財政的措置を講じてわが国産業の二重構造を是正し、貿易自

由化問題についても、みずからの国際競争力の増大と見合せて慎重に対処すべきことを提唱し、かつ、国民の血と汗の結晶による税の自然増収等は、減税と社会保障を重点として国民に還元し、公平かつ愛情あふれる政治の実現を強く主張しておるのであります。

われわれがここに周東農林大臣信任決議案に賛成する第一の理由は、転換期に直面するわが国農林水産業の発展に対する総合的施策の欠除と、政策樹立における怠慢という点であります。

今次国会は、総選挙後における初めての通常国会として、政府・自民党から多くの法律案が提出されておりますが、苦悩する農山漁民は、今次国会を、いわゆる農政国会として大きな期待を寄せ、政府・自民党が何を提案し、何を

行なわんとするかを大きく注目してきてたのであります。われわれ社会党が、数年来の真剣なる討論を経て、農業基本法案を初め数多くの農林水産関係法案を逐次提案して参りましたのも、これら農山漁民の要請にこたえ、野党第一党としての政治的責任を果たさんとする熱意からであります。(拍手)いわんや、政権を担当する政府・自民党としては、重要法案を国会開會冒頭に提

案し、十分なる審議を要請することが当然の責務であります。しかるに、今次国会に提出されて参りました三十件に上る農林水産関係諸法案は、さみだれ戦術に近い提出方式であり、數年來の懸案であります農業災害補償法の一部改正法案のごとき重要法案が、与党内部の意見調整から会期末に提案される始末で、漁業基本法案、沿岸漁業振興法案のごときは、関係漁民の要望に反して、ついに提出されていないのであります。

本来、第一次産業たる農業、林業、漁業は、若干の態様を異にしつつも、相互密接不可分の関係を有し、すでに、農林漁業基本問題調査会で、昨年中に、それぞれ農業、林業、漁業別に基本問題と基本対策が答申されました以上、政府としても、可及的すみやかに所要の立法と財政上の措置を構し、第一次産業全体の総合的發展、総合的施策を明らかにしてこそ、初めて農政国会たるの名にふさわしいと、かたく信ずるものであります。(拍手)この意味において、農山漁民の期待を大きく裏切った周東農林大臣の責任は、きわめて重大であります。

われわれ社会党が今秋の農政国会開催を提唱したゆえんのは、今次国会

会の政府に多くを望むことが無理であり、しかも、この問題は放置できない政治的課題でありますので、特に臨時国会を召集し、農政を焦点として、産業、経済、教育、文化、労働、社会保険等の各方面から総合的な分析検討を行ない、所要の法制上、財政上の措置をできる限り整備し、池田総理大臣の言ひ難事の中の難事を総合的、計画的に解決して参りたいという念願から出たものであります。農政の責任者たる周東農林大臣が、われわれ社会党の真意を理解せず、単なる審議引き延ばし戦術と曲解したとすれば、ともに農政を語る資格なしと批判されても弁解の余地がないと存するのであります。(拍手)

われわれが周東農林大臣不信任決議案に賛成する第二の理由は、政府の提案する農業基本法案が明らかに貧農切り捨てをねらったものであり、しかも、周東農林大臣が基本法通過に短兵急なる余り、与党の強引なる強行突破を推進した責任についてであります。

政府・自民党の農業基本法案は、法案審議の過程でも明らかなごとく、農業に対する産業政策としての経済合理主義を基調として農業保護政策を大幅に後退させ、適者生存、弱肉強食に

よつて貧農、零細農を淘汰せんとすることは、働く農民の立場から看過できない重大問題であります。(拍手)これに反し、わが党の農業基本法案は、その前文において、日本農業、農村、農民の現状を歴史的事実から分析し、農業保護政策を基調として、農民の所得及び生活水準を他産業に従事する者のそれと同一水準になるように高め、あわせて、農村と都市との生活、文化水準の格差の解消をはからんとする画期的な基本法案であります。周東農林大臣は、農業基本法案審議の過程において、わが国農業、農村、農民の歴史的事実の分析、構造、生産、価格、流通等、各般の政策について多くの矛盾と欠陥を露呈し、政府原案そのものの再検討を働く農民の立場から行なりべきであったにもかかわらず、衆議院の農林水産委員会並びに本会議の強行突破をみずからの政治的良心と責任において中止させ得なかつたことは重大であり、私は、わが党の不信任決議案の提案を待つまでもなく、この際、みずからいさぎよく農林大臣の職を辞して、政府・自民党に猛省を促し、みずから政治的責任を明らかにすべきであると信ずるものであります。(拍手)私は、お互いに政党を異にする以上、政

策に相違の存することは当然と考えるものであります。事、農政については、できる限り共通の広場を拡大し、農民のための農政を実現したいという念願を有する一員であり、周東農林大臣がわが党の提唱する農政国会の開催に謙虚な耳を傾け、野党はもちろん、広く農業団体、農政学者、農民等の衆知を結集して、国際的評価にたえる農業基本法を完成する雅量に欠けたことは、まことに遺憾千万であります。(拍手)

われわれが周東農林大臣不信任決議案に賛成する第三の理由は、難局に直面するわが国農政の最高責任者としての識見とその抱負に欠け、国会における答弁も常に動搖し、農山漁民にその向かうべき方向を具体的に明示し得ない責任についてであります。

まず、農業基本法関係について見れば、政府が昨年末に閣議決定いたしました国民所得倍增計画の中において、明らかに、米の直接統制を廃止して間接統制に移行するということを言いながら、食糧管理制度について、池田総理大臣も、周東農林大臣も、私の衆議院農林水産委員会における追及に対し、当面を糊塗して農民のはこ先をそ

らし、反面、大麦、裸麦について食糧

管理制度をなくすに崩壊させる特別措置法案を提案しているものであります。また、農地造成についても、所得倍增計画では水田を減少させ、畑を若干増加させる消極的計画でありながら、積極的造成も考えるかのごとき発言があり、構造政策についても、政府の協業とわが党の共同経営には本質的差異があるかのごとき答弁し、参議院において激しい追及を受けるや、その後、大差なきかのごときその答弁を修正しておるのであります。さらに、池田総理大臣が、総選挙の際、農業人口の六割削減論を発表して農民に深刻なるショックを与えた問題についても、何ら確信ある方針を明らかにできないのであります。農業生産の選択的拡大の中で成長財として期待されている畜産が、最近の飼料の異常な高騰の中で呻吟している現状に対しても、適切かつ機敏なる対策に欠け、いたすらにえさ屋のえさになり、酪農転じて苦農となる現状に目をおおすることは断じて許されないのであります。今後、貿易自由化のテンポとその影響、農業外資本力の農業進出についても、農民の不安はますます増大するばかりであります。農業近代化資金についても、利子七分五厘、十年、十五年償還、三百億

七分五厘、十年、十五年償還、三百億

円の系統資金活用では、政府の農業基本法案はヤマブキ法案と攻撃されても弁解の余地がないでありましよう。また、今年の日ソ漁業交渉の百五日間にわたる結果を見ると、総漁獲量は六万五千トンと、不況年である昨年の六万七千五百トンより少なく、禁漁区域もさらに拡大し、交渉は回を重ねることにジリ貧を余儀なくされておるのであります。私は、この種外交交渉のきわめて複雑困難なことを理解しながらも、なおかつ、周東農林大臣の政治力と指導性の欠如によるところ大なりと断ぜざるを得ないのであります。

私は、この際、国会の現状と関連を言及いたしたいと存じます。

池田総理大臣は、就任以来、議会政治は話し合いの政治であり、みずからの政治姿勢を正しく議会政治の運営に当たることを広く訴えて参りました。

少なくとも、農業基本法の強行採決以前においては、岸前総理の多数独裁の議会運営を転換せんと努力してきた誠意を認めるにやぶさかではありませぬ。しかしながら、本年四月、日経連総会における前田専務理事の池田内閣の低姿勢攻撃を契機として、がぜん高姿勢に転じ、農業基本法案のごときは、衆議院農林水産委員会において、

わが党が総括質問を終わり、各論に入る段階において強行採決し、また、国民の基本的人権に關し重大な關係を有する政治的暴力行為防止法案についても、その審議がようやく緒についた段階において、問答無用式に強行突破することとは、はたして多数党に許された民主的な議会運営の権限内といえるのでありましようか。われわれは断じて容認することはできないのであります。(拍手)もちろん、われわれ社会党といえども、他党を責めるに急なるあまり、みずからの行動に省みるところが欠けてはなりません。国会は主権者たる国民のものであります。各党は、今こそ、国会の現状について、国民の総意がいずこにあるかを洞察し、謙虚に話し合いの正しい姿に引き戻すべきであると、かたく信ずるものであります。私は、この点において、衆議院における強行採決の第一歩となった農業基本法案に關する周東農林大臣の大勢に押し流されていった政治的責任はきわめて重大であり、国会混乱の本源をなしたものととして、その責任をここに追及するものであります。(拍手)

以上をもちまして、わが党提案にかかる周東農林大臣不信任決議案に対する賛成の討論を終ります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 高田富之君。

〔高田富之君登壇〕

○高田富之君 簡潔に賛成の理由を申し上げたいと思ひますので、しばらくお静かに御聞き取りをお願いしたいと思います。(拍手)

先ほど、小山君のお話を承つておりますと、わが党の農林大臣不信任案は、農基法反対であつて、周東農林大臣とは關係がないじゃないか、というようなことをおっしゃつておるのであります。これこそ、まことに驚くべき認識不足といわなければならぬ。(拍手)

大体、周東農林大臣は、言うまでもなく、わが国農政の最高の責任者であります。この周東さんが責任を持つて提案をいたしましたわが国農業の根本をきめる法律が、実は、農業を破壊し、農民を苦しめる、とんでもないものであるといふことではありませんから、これを論ぜずして周東農林大臣の不信任案を論ずることはできないのであります。第一、あなた方は、この重大な農業基本法を、単独審議で、一方的に、ろくな審議もしないで通過させた。農林大臣が、もしこの農業基本法というものがいかに重大なものであるかということをはんとり認識されておるならば、ああいふ乱暴な審議はさせませぬ。提案の責任者がさせるはずがないのであります。(拍手)私は、周東農林大臣が農政について非常に詳しい権威者であることはよく承知しておる。非常に詳しい権威者であればあるほど、その知識と經驗を逆用いたしまして、独占資本のために農民を犠牲にする基本法を作るといふに至つては、まさに許すべからざることであるといわなければなりません。(拍手)

なお、小山さんはまことに驚くべき暴言を吐かれておる。周東さんは農政の功勞者として後世たたえられるであろうといふようなことを言つておられる。私は、もう少し真剣に考へていただきたいと思う。大体、この農業基本法の性格についても、皆さんは、これがとんでもないことであることくらいは、いかに自民党の諸君でも承知しておられるのではないかと思ふ。なぜかといふと、あなた方は、第一次原案が出たときに、いや、これは大へんだ、こんなものを出したら農民がみなことを心配いたしましたして、そのために、前文のところへわざわざ齒の浮くようなおだて文句を並べ込んだり、農民の首切りと思われような言葉をや

わらげたり、大いへんな御苦心をなさつたじゃないですか。(拍手)すなわち、この農業基本法は、審議に時間がかければかけるほど、ますます正体が農民にわかるのがこわかつたのではないか、(拍手) こういうことを考えますと、この農林大臣をこのまゝいすにつけておくといふことは、ほんとうに日本の農民にとつて最大の不幸であります。しかも、私は、これが周東さんのためにもならぬと思ふ。なぜならば、これだけの農政の権威者であり、將來ともわが国の農政のために大いに貢献していただかなければならない方が、たまたま、農民を圧迫して一部独占資本の高度経済成長を使命として誕生した池田内閣の農相に在るといふことは、最大の不幸であります。(拍手)池田内閣の財政経済政策というものは、労働者を犠牲にし、特に、低賃金労働者を積極的に農村から供出させるためにこの農業基本法を必要としておるとは、きわめて明白であります。そういう役割をこの周東さんに負わせておるといふことは、私はほんとうに忍びがたい。だから、ほんとうは、皆さんがすみやかに周東さんに勸告をしてやめていただくのが順序ではありますけれども、やむを得ず、われわれは、こ

昭和三十六年六月六日 衆議院會議録第五十二号 農林大臣周東英雄君不信任決議案

ここに院議をもつて周東さんに退陣を要求せざるを得ないのであります。(拍手)

しかも、先般単独審議というよりなことをやりまして、——諸君は民社党がいたから単独審議じゃないとおっしゃるかもしれないけれども、いやしくも、わが国における現実の姿は二大政党の対立であり、小さな社党と一緒にあって、単独審議じゃないなどとお考えになるようなことでは、国会の正常化はできません。国会の正常化のためには、まず、最大野党であるところの社会党の言いつに謙虚に耳を傾けなければならぬ。われわれは農業基本法を重視いたしまして、過去三年間努力してわが党の案を作り、諸君の案と突き合わせながら、今後半年でも一年でもかけて真剣にやろうというのであって、このわれわれの誠意ある諸君への勧告に対して耳を傾けなければならぬのであります。(拍手)そういうことをなさらないで、そうして、強引な手段で、大衆のわからない間に通そうという、これを不信任するのは当然じゃありませんか。

契機といたしまして、国会の正常化を打ち破ってしまった。そのあとに出てきたものは政防法である。諸君、今日、政防法でこのような状態になったというところも、結局、池田内閣ができたから、わが党の積極的な協力によつてでき上がった国会正常化を、この農林大臣が破ったことに端を発しておる。しかも、これは、いわれのないことではない。こういうような基本法を出したということは、先般も、麦の問題で、皆さんの自民党員が何千人も大衆を集め、自民党の指導する大会があり、デモがあり、そして、諸君に対して、麦のとんでもない法案はやめてくれ、もしやめてくれないならば、われわれは自民党にすることをやめなければならぬ、こういう陳情があつたじゃありませんか。こういうふうに、大衆がああいう農業基本法をやれば、米が、ああいう農業基本法をやれば、米の問題でも、麦の問題でも、大豆の問題でも、どんどん、大会を持つたり、デモをやつたり、皆さんの自民党の県会議員が先頭に立つてやりますよ。それを押えるための政防法でしょう。どうですか。すなわち、政防法は、労働者や農民の運動を押えようとする諸君の恐怖心から出ている。でありますから、私どもは、どうしてもこの大責任を負つて、すみやかに、即刻、周東さんにおやめを願いたいことを、強く主張するものであります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 討論は以上をもって終局いたしました。
よつて、採決いたします。
この採決は記名投票をもつて行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。
〔議場閉鎖〕
○議長(清瀬一郎君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕
〔各員投票〕
○議長(清瀬一郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——閉鎖。
〔議場閉鎖〕
○議長(清瀬一郎君) これより投票を計算いたさせます。
〔参事投票を計算〕
○議長(清瀬一郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。
〔事務総長報告〕
投票総数 三百四十八
可とする者(白票) 百三十二
〔拍手〕
否とする者(青票) 二百十六

〔拍手〕
○議長(清瀬一郎君) 右の結果、農林大臣周東英雄君不信任決議案は否決せられました。(拍手)
山本幸一君外三名提出農林大臣周東英雄君不信任決議案を可とする議員の氏名
安宅 常彦君 阿部 五郎君
赤松 勇君 淺沼 享子君
足鹿 覺君 飛鳥田一雄君
有馬 輝武君 淡谷 悠藏君
井伊 誠一君 井岡 大治君
井手 以誠君 猪俣 浩三君
石川 次夫君 石田 宥全君
石橋 政嗣君 石村 英雄君
石山 權作君 板川 正吾君
稻村 隆一君 小川 豊明君
緒方 孝男君 大柴 滋夫君
大原 亨君 太田 一夫君
岡田 利春君 岡本 隆一君
加藤 勘十君 加藤 清二君
片島 港君 勝澤 芳雄君
角屋堅次郎君 川俣 清吉君
川村 總義君 河上丈太郎君
河野 正君 木原津與志君
北山 愛郎君 久保 三郎君
栗林 三郎君 黒田 壽男君
小林 信一君 小林 進君

小林 ちづ君 小松 幹君
兒玉 末男君 五島 虎雄君
河野 密君 佐々木更三君
佐藤觀次郎君 佐野 憲治君
坂本 泰良君 阪上安太郎君
實川 清之君 島上善五郎君
島本 虎三君 下平 正一君
東海林 稔君 杉山元治郎君
鈴木茂三郎君 田口 誠治君
田中 武夫君 田邊 誠君
田原 春次君 多賀谷眞稔君
高田 富之君 高津 正道君
滝井 義高君 橋 兼次郎君
辻原 弘市君 坪野 米男君
戸叶 里子君 堂森 芳夫君
中澤 茂一君 中島 巖君
中嶋 英夫君 中村 重光君
中村 高一君 中村 英男君
永井勝次郎君 橋崎弥之助君
成田 知巳君 二宮 武夫君
西宮 弘君 西村 関一君
西村 力弥君 野口 忠夫君
野原 覺君 芳賀 貢君
長谷川 保君 畑 和君
原 彰君 日野 吉夫君
肥田 次郎君 平岡忠次郎君
広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君
穂積 七郎君 細迫 兼光君
堀 昌雄君 前田榮之助君

否とする議員の氏名

松井 政吉君	松井 誠君
松平 忠久君	松原喜之次君
松前 重義君	松本 七郎君
三木 喜夫君	三宅 正一君
武藤 山治君	村山 喜一君
森島 守人君	八百板 正君
八木 一男君	矢尾喜三郎君
安井 吉典君	安平 鹿一君
柳田 秀一君	山内 広君
山口 シツエ君	山口丈太郎君
山口 鶴男君	山崎 始男君
山田 長司君	山中 吾郎君
山中日露史君	山本 幸一君
湯山 勇君	横路 節雄君
吉村 吉雄君	和田 博雄君
渡辺 惣蔵君	谷口善太郎君
安倍晋太郎君	安藤 覺君
相川 勝六君	逢澤 寛君
愛知 揆一君	青木 正君
赤城 宗徳君	赤澤 正道君
秋田 大助君	秋山 利恭君
足立 篤郎君	天野 公義君
綾部健太郎君	荒木萬壽夫君
荒松清十郎君	有田 喜一君
有馬 英治君	井出一太郎君
井原 岸高君	井村 重雄君
伊藤 五郎君	伊藤 郷一君
伊藤宗一郎君	伊藤 轡君

伊能繁次郎君	飯塚 定輔君
生田 宏一君	池田 清志君
池田 勇人君	一萬田尙登君
今松 治郎君	宇田 國榮君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
臼井 莊一君	内田 常雄君
内海 安吉君	浦野 幸男君
江崎 眞澄君	小笠 公韶君
小川 半次君	小川 平二君
小沢 辰男君	小澤 太郎君
尾関 義一君	大石 武一君
大上 司君	大倉 三郎君
大沢 雄一君	大竹 作摩君
大野 市郎君	大橋 武夫君
大村 清一君	大森 玉木君
岡崎 英城君	岡田 修一君
岡本 茂君	加藤 高蔵君
加藤常太郎君	海部 俊樹君
金子 一平君	金子 岩三君
金丸 信君	神田 博君
亀岡 高夫君	嶋田 宗一君
唐澤 俊樹君	飯谷 忠男君
川島正次郎君	川村善八郎君
菅 太郎君	簡牛 九夫君
木村 公平君	木村 守江君
岸本 義廣君	北澤 直吉君
久野 忠治君	久保田円次君
久保田藤磨君	草野一郎平君
倉成 正君	藏内 修治君

黒金 泰美君	小泉 純也君
小枝 一雄君	小金 義照君
小島 敏三君	小平 久雄君
小山 長規君	額瀨 彌三君
佐々木秀世君	佐々木義武君
佐藤 榮作君	佐藤虎次郎君
坂田 英一君	坂田 道太君
筈本 一雄君	薩摩 雄次君
始関 伊平君	椎熊 三郎君
椎名悦三郎君	重政 誠之君
篠田 弘作君	遊谷 直蔵君
島村 一郎君	正示啓次郎君
白濱 仁吉君	壽原 正一君
鈴木 正吾君	鈴木 仙八君
鈴木 善幸君	砂原 格君
瀬戸山三男君	關谷 勝利君
田川 誠一君	田口長治郎君
田中伊三次君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田邊 國男君
田村 元君	高田 富與君
高橋清一郎君	高橋 等君
竹内 俊吉君	竹下 登君
竹山祐太郎君	館林三喜男君
谷垣 專一君	千葉 三郎君
中馬 辰猪君	津雲 國利君
塚原 俊郎君	寺島隆太郎君
渡海元三郎君	徳安 實蔵君
床次 徳二君	富田 健治君

内藤 隆君	中垣 國男君
中野 四郎君	中村 梅吉君
中村 幸八君	中村 寅太君
中村庸一郎君	中山 榮一君
永山 忠則君	灘尾 弘吉君
楢橋 渡君	二階堂 進君
丹羽喬四郎君	西村 英一君
西村 直己君	野田 卯一君
野原 正勝君	羽田武嗣郎君
橋本登美三郎君	橋本 龍伍君
長谷川 峻君	八田 貞義君
服部 安司君	濱田 幸雄君
濱野 清吾君	原 健三郎君
廣瀬 正雄君	福田 赴夫君
福永 一臣君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤田 義光君	藤原 節夫君
藤山愛一郎君	船田 中君
古井 喜實君	古川 丈吉君
保科善四郎君	保利 茂君
坊 秀男君	細田 吉蔵君
堀内 一雄君	本名 武君
前尾繁三郎君	前田 正男君
前田 義雄君	牧野 寛泰君
益谷 秀次君	増田甲子七君
松田 鐵蔵君	松永 東君
松野 頼三君	松本 一郎君
松山千恵子君	三池 信君
水田三喜男君	宮澤 胤男君

毛利 松平君 森 清君

森下 國雄君 森田重次郎君

森山 欽司君 八木 徹雄君

保岡 武久君 柳谷清三郎君

山口 好一君 山口六郎次君

山崎 敏君 山中 貞則君

山村新治郎君 山本 猛夫君

米田 吉盛君 米山 恒治君

早稲田柳右衛門君 渡邊 良夫君

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これをもつて散会いたします。

午後十一時四十六分散会

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る一日、本院は電波監理審議会委員に金子鏡君及び田上穰治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(報告書受領)

一、去る一日、人事院総裁入江誠一郎君から、国家公務員法第二十四条の規定に基づく昭和三十五年の人事院の業務状況報告書を受領した。

(通知書受領)

一、去る二日、参議院議長から、次の

昭和三十六年六月六日 衆議院会議録第五十二号 農林大臣周東英雄君不信任決議案 朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年六月六日 衆議院會議録第五十二号 朗読を省略した議長の報告

法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

雇用促進事業団法
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律
防衛庁設置法の一部を改正する法律

自衛隊法の一部を改正する法律
地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律

選挙制度審議会設置法

一、去る三日、内閣総理大臣から議長宛、次の通知書を受領した。

通知

公共企業体等労働委員会の公益を代表する委員阪田泰二は、本月二日日本専売公社総裁に任命され、公共企業体等労働関係法第二十四条第一項後段の規定により、同委員の職を失つたのでお知らせ致します。

(政府委員自然消滅通知受領)

一、去る二日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、次の政府委員はそれぞれ自然消滅になつた旨の通知を受領した。

科学技術庁 久田 太郎
計画局長
科学技術庁 原田 久
振興局長

大蔵省主計局長 石原 周夫
(以上五月三十日付)

自治大臣官 中西 陽一
房会計課長
(五月三十一日付)

(常任委員辞任)

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

辻 寛一君 柳田 秀一君

地方行政委員

亀岡 高夫君 山口 鶴男君

文教委 綾部健太郎君 山中日露史君

社会労働委員 上村千一郎君

農林水産委員

山口 好一君 中山 マサ君

西村 関一君 三鍋 義三君

商工委員

正示啓次郎君 滝井 義高君

建設委員 渡辺 徳蔵君 山口喜久一郎君

建設委員

綾部健太郎君 上村千一郎君

飯谷 忠男君 山口 好一君

三鍋 義三君 山中日露史君

田中幾三郎君 浦野 幸男君

尾関 義一君 亀岡 高夫君

久保田円次君 西村 関一君

予算委員 山口 鶴男君 玉置 一徳君

北澤 直吉君 永井勝次郎君

佐々木良作君 田中幾三郎君

決算委員 山口喜久一郎君 赤松 勇君

正示啓次郎君 横路 節雄君

議院運営委員 内田 常雄君 大野 市郎君

金丸 信君 毛利 松平君

安倍晋太郎君 江崎 真澄君

尾関 義一君 島村 一郎君

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

大竹 作摩君 飯谷 忠男君

門司 亮君 菅野和太郎君

法務委員 加藤謙五郎君 富田 健治君

榎橋 渡君 早川 崇君

春日 一幸君 大蔵委員

田澤 吉郎君 館林三喜男君

米山 恒治君 濱田 正信君

福永 一臣君 文教委

中山 マサ君 前田榮之助君

壽原 正一君 渡辺 徳蔵君

社会労働委員 上村千一郎君

農林水産委員 久保田円次君 福永 一臣君

玉置 一徳君 館林三喜男君

田中幾三郎君 正示啓次郎君 野田 武夫君

濱田 正信君 原田 憲君

永井勝次郎君 大矢 省三君

浦野 幸男君 飯谷 忠男君

田澤 吉郎君 山村新治郎君

勝岡田清一君 内海 清君

運輸委員 壽原 正一君 塚原 俊郎君

山田 彌一君 宇野 宗佑君

上村千一郎君 久保田円次君

建設委員 宇野 宗佑君 大倉 三郎君

金丸 信君 飯谷 忠男君

丹羽喬四郎君 田中幾三郎君

久保田円次君 田中 角榮君

山口喜久一郎君 山田 彌一君

玉置 一徳君 菅 太郎君 渡辺 徳蔵君

予算委員 佐々木良作君 大矢 省三君

決算委員 宇田 國榮君 菅野和太郎君

田中 角榮君 山口喜久一郎君

山村新治郎君 大倉 三郎君

大竹 作摩君 金丸 信君

正示啓次郎君 山口 好一君

一、去る三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

前田 義雄君 春日 一幸君

森田重次郎君 伊藤卯四郎君

法務委員 浦野 幸男君 飯谷 忠男君

田中 龍夫君 濱田 正信君

外務委員 愛知 探一君 宇都宮徳馬君

小泉 純也君 園田 直君

福田 篤泰君 尾関 義一君

岡田 修一君 金丸 信君

木村 守江君 吉田 重延君

大蔵委員 藤井 勝志君 福永 一臣君

文教委 藤井 勝志君 上村千一郎君

農林水産委員 中山 榮一君 福永 一臣君

森田重次郎君 八木 徹雄君

藤井 勝志君 前田 義雄君

商工委員 海部 俊樹君 首藤 新八君

田中 榮一君 田中 龍夫君

濱田 正信君 原田 憲君

伊藤卯四郎君 浦野 幸男君

尾関 義一君 金丸 信君

一、昨五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
川島正次郎君 川村善八郎君
芳賀 貢君
地方行政委員
加藤謙五郎君 亀岡 高夫君
春日 一幸君 木村 俊夫君
法務委員
宇野 宗佑君 飯谷 忠男君
菅 太郎君 岸本 義廣君
佐々木義武君 田澤 吉郎君
藤井 勝志君 前田 義雄君
米山 恒治君 門司 亮君
山田 彌一君
外務委員
小泉 純也君 受田 新吉君
大蔵委員
館林三喜男君 橋橋 渡君

村上 勇君 森 清君
片山 哲君
文教委員
中山 榮一君 八木 徹雄君
前田榮之助君 山口シツエ君
松浦 東介君 中澤 茂一君
社会労働委員
一萬田尙登君 亀岡 高夫君
久保田藤麿君 蔵内 修治君
徳安 實蔵君 服部 安司君
綱島 正興君 増田甲子七君
農林水産委員
上村千一郎君 綱島 正興君
松浦 東介君 中澤 茂一君
亀岡 高夫君 川村善八郎君
川俣 清音君

通信委員
馬場 元治君 西尾 末廣君
建設委員
宇野 宗佑君 大高 康君
前田 義雄君
予算委員
加藤常太郎君 倉石 忠雄君
正力松太郎君 高崎達之助君
辻 寛一君 南條 徳男君
早川 崇君 原 健三郎君
安井誠一郎君 原 彪君
白井 莊一君 上林山榮吉君
菅 太郎君 菅野和太郎君
北澤 直吉君 櫻内 義雄君
園田 直君 田中伊三次君
床次 徳二君 羽田武副郎君
橋本 龍伍君 前田 正男君
松浦周太郎君

吉田 茂君 久保田 豊君
(常任委員補欠選任)
一、去る一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
川村善八郎君 芳賀 貢君
地方行政委員
綾部健太郎君 山中日露史君
亀岡 高夫君 山口 鶴男君
文教委員
中 山 マサ君
社会労働委員
山口 好一君 上村千一郎君
浦野 幸男君
農林水産委員
三鍋 義三君 西村 関一君
商工委員
山口喜久一郎君 山口シツエ君
永井勝次郎君 正示啓次郎君

決算委員
正示啓次郎君 横路 節雄君
山口喜久一郎君 赤松 勇君
議院運営委員
江崎 真澄君 島村 一郎君
安倍晋太郎君 尾関 義一君
金丸 信君 内田 常雄君
毛利 松平君 大野 市郎君
一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員
菅野和太郎君 加藤謙五郎君
春日 一幸君 大竹 作麿君
法務委員
飯谷 忠男君 前田 義雄君
米山 恒治君 田澤 吉郎君
門司 亮君
大蔵委員
濱田 正信君 福永 一臣君
橋橋 渡君 田澤 吉郎君
館林三喜男君
文教委員
壽原 正一君 渡辺 惣蔵君
上村千一郎君 前田榮之助君
社会労働委員
中山 マサ君
農林水産委員
金子 岩三君 館林三喜男君
田中幾三郎君 福永 一臣君
玉置 一徳君

河本 敏夫君 蔵内 修治君
正示啓次郎君 南 好雄君
河本 敏夫君
運輸委員
伊藤 郷一君 木村 俊夫君
河本 敏夫君 高橋 英吉君
塚原 俊郎君 増田甲子七君
山田 彌一君 小沢 辰男君
亀岡 高夫君 飯谷 忠男君
蔵内 修治君 田澤 吉郎君
前田 義雄君 松山千恵子君

決算委員
宇田 國榮君 菅野和太郎君
山村新治郎君 赤松 勇君
長谷川四郎君
懲罰委員
石井光次郎君 石橋 湛山君
大野 伴陸君 岸 信介君
河野 一郎君 佐藤 榮作君
堤 康次郎君 藤山愛一郎君
保利 茂君 益谷 秀次君
松村 謙三君 三木 武夫君

予算委員
辻 寛一君 渡辺 惣蔵君
田中幾三郎君 佐々木良作君

予算委員
辻 寛一君 渡辺 惣蔵君
田中幾三郎君 佐々木良作君

昭和三十六年六月六日 衆議院会議録第五十二号 朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年六月六日 衆議院會議録第五十二号 朗読を省略した議長の報告

商工委員

山村新治郎君 浦野 幸男君
 田澤 吉郎君 飯谷 忠男君
 勝岡田清一君 内海 清君
 野田 武夫君 原田 憲君
 濱田 正信君 正示啓次郎君
 渡辺 惣蔵君 大矢 省三君
 運輸委員
 上村千一郎君 久保田四次君
 宇野 宗佑君 山田 彌一君
 壽原 正一君 塚原 俊郎君
 建設委員
 山田 彌一君 田中 角榮君
 山口喜久二郎君 徳安 實蔵君
 久保田四次君 玉置 一徳君
 丹羽喬四郎君 大倉 三郎君
 金丸 信君 宇野 宗佑君
 田中幾三郎君
 予算委員
 早川 崇君 永井勝次郎君
 大矢 省三君 佐々木良作君
 決算委員
 山口 好一君 大竹 作摩君
 大倉 三郎君 金丸 信君
 正示啓次郎君 田中 角榮君
 菅野和太郎君 山口喜久二郎君
 山村新治郎君 宇田 國榮君

地方行政委員

森田重次郎君 伊藤卯四郎君
 前田 義雄君 春日 一幸君
 法務委員
 田中 龍夫君 濱田 正信君
 浦野 幸男君 飯谷 忠男君
 外務委員
 吉田 重延君 岡田 修一君
 尾関 義一君 木村 守江君
 金丸 信君 小泉 純也君
 宇都宮徳馬君 福田 篤泰君
 國田 直君 愛知 揆一君
 大蔵委員
 福水 一臣君 藤井 勝志君
 文教委員
 中山 榮一君
 農林水産委員
 上村千一郎君 藤井 勝志君
 前田 義雄君 館林三喜男君
 福水 一臣君 森田重次郎君
 商工委員
 金丸 信君 佐々木義武君
 尾関 義一君 浦野 幸男君
 飯谷 忠男君 細田 吉蔵君
 春日 一幸君 田中 龍夫君
 田中 榮一君 海部 俊樹君
 濱田 正信君 首藤 新八君
 原田 憲君 伊藤卯四郎君
 運輸委員
 首藤 新八君 佐々木義武君

建設委員

海部 俊樹君 金丸 信君
 予算委員
 國田 直君 福田 篤泰君
 前田 正男君
 一、昨五日、議長において、次の通り
 常任委員の補欠を指名した。
 内閣委員
 服部 安司君 辻 寛一君
 柳田 秀一君
 地方行政委員
 飯谷 忠男君 木村 俊夫君
 門司 亮君 亀岡 高夫君
 法務委員
 安井誠一郎君 山田 彌一君
 山村新治郎君 一萬田尙登君
 馬場 元治君 千葉 三郎君
 南條 徳男君 井村 重雄君
 楠橋 渡君 片山 哲君
 川島正次郎君
 外務委員
 高崎達之助君 西尾 未廣君
 大蔵委員
 川村善八郎君 米山 恒治君
 藏内 修治君 竹下 登君
 春日 一幸君
 文教委員
 上村千一郎君 松浦 東介君
 中澤 茂一君 久保田 豊君

入木 徹雄君

前田榮之助君
 社会労働委員
 岸本 義廣君 網島 正興君
 森 清君 増田甲子七君
 早川 崇君 加藤謙五郎君
 加藤常太郎君 藏内 修治君
 農林水産委員
 中山 榮一君 亀岡 高夫君
 八木 徹雄君 川俣 清音君
 網島 正興君 松浦 東介君
 中澤 茂一君
 商工委員
 河本 敏夫君 村上 勇君
 菅 太郎君 佐々木秀世君
 小沢 辰男君
 運輸委員
 田澤 吉郎君 亀岡 高夫君
 小沢 辰男君 松山千恵子君
 前田 義雄君 藏内 修治君
 飯谷 忠男君 河本 敏夫君
 木村 俊夫君 山田 彌一君
 増田甲子七君 伊藤 郷一君
 塚原 俊郎君 高橋 英吉君
 逓信委員
 正力松太郎君 受田 新吉君
 建設委員
 木村 公平君 廣瀬 正雄君
 齋藤 邦吉君

予算委員

櫻内 義雄君 菅野和太郎君
 松浦周太郎君 床次 徳二君
 北澤 直吉君 白井 莊一君
 菅 太郎君 羽田武副郎君
 上林山榮吉君 野原 覺君
 佐藤 榮作君 保利 茂君
 三木 武夫君 吉田 茂君
 石井光次郎君 石橋 湛山君
 大野 伴陸君 岸 信介君
 河野 一郎君 堤 康次郎君
 藤山愛一郎君 益谷 秀次君
 松村 謙三君
 決算委員
 原 健三郎君 長谷川四郎君
 正示啓次郎君 山中 吾郎君
 菅野和太郎君
 懲罰委員
 長谷川 峻君 田中 榮一君
 服部 安司君 金丸 信君
 飯谷 忠男君 権熊 三郎君
 宇野 宗佑君 前田 義雄君
 木村 公平君 長谷川四郎君
 鈴木 仙八君 三和 精一君
 上村千一郎君 原 彪君

(議案提出)
 一、去る一日議員から提出した議案は
 次の通りである。
 積雪寒冷特別地域における道路交通

の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(三宅正一君外四名提出)

積雪寒冷特別地域における鉄道軌道の交通の確保に関する特別措置法案(石田有全君外四十九名提出)

一、去る二日議員から提出した議案は次の通りである。

首都建設問題調査会設置法案(中島巖君外十二名提出)

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(野原正勝君外一名提出)

一、去る三日議員から提出した議案は次の通りである。

職業安定法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外二十一名提出)

一、昨五日議員から提出した議案は次の通りである。

農林大臣周東英雄君不信任決議案(山本幸一君外二名提出)

水資源開発促進法案に対する修正案(中島巖君外九名提出)

水資源開発公団法案に対する修正案(中島巖君外九名提出)

国民年金法の一部を改正する法律案

に対する修正案(八木一男君外五名提出)

(委員会審査省略要求書受領)

一、昨五日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

農林大臣周東英雄君不信任決議案

(議案受領)

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

じん肺法の一部を改正する法律案

労働基準法等の一部を改正する法律案

一、去る二日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案

(議案付託)

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(相馬助治君外二名提出、参法第三二号(予))

じん肺法の一部を改正する法律案

(相馬助治君外二名提出、参法第三二号(予))

労働基準法等の一部を改正する法律案(相馬助治君外二名提出、参法第三三三号(予))

以上三件 社会労働委員会 付託

一、去る二日委員会に付託された議決は次の通りである。

非鉄金属価格安定臨時措置法案(多賀谷眞稔君外十七名提出、衆法第五二号)

地下資源開発株式会社法案(多賀谷眞稔君外十七名提出、衆法第五二号)

積雪寒冷特別地域における鉄道軌道の交通の確保に関する特別措置法案(石田有全君外四十九名提出、衆法第五四号)

運輸委員会 付託

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(三宅正一君外四十四名提出、衆法第五三三号)

建設委員会 付託

昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案(参議院提出、参法第三二二号)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る三日委員会に付託された議案は次の通りである。

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(野原正勝君外一名提出、衆法第五六号)

の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(三宅正一君外四名提出)

積雪寒冷特別地域における鉄道軌道の交通の確保に関する特別措置法案(石田有全君外四十九名提出)

一、去る三日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

政治的暴力行為防止法案

一、去る三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

オリンピック東京大会の馬術競技に使用する施設の建設等のための日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律案(野原正勝君外一名提出)

一、昨五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

首都建設問題調査会設置法案(中島巖君外十二名提出)

職業安定法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外二十一名提出)

一、去る二日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二日、参議院において次の内

積雪寒冷特別地域における道路交通

眞稔君外十七名提出)

地下資源開発株式会社法案(多賀谷眞稔君外十七名提出)

昭和三十六年六月六日 衆議院會議録第五十二号 副読を省略した議長の報告

閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

雇用促進事業団法案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

選挙制度審議会設置法案

(議案撤回)

一、去る三日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

産炭地域の振興に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二十八名提出)

(議案撤回通知)

一、去る三日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

産炭地域の振興に関する臨時措置法案(勝間田清一君外二十八名提出)

(質問書提出)

一、去る三日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

し、脳事業転産業者の補償に関する質問主意書(村山喜一君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る二日、内閣から、衆議院議員

谷口善太郎君提出石川県山中町における一時借入金等に関する質問に對

して、石川県をして実地調査を行なわさせ、その報告をまつて検討する必要があるため、昭和三十六年六月三十日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市名木村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五五